

### 第3 軽微な変更工事

法第11関係	・危険物施設の設置、変更等
政令第7条関係	・変更の許可の申請

(H9.3.26 消防危第36号通知、H9.10.22 消防危第104号質疑、H13.4.9 消防危第50号通知、H14.3.29 消防危第49号通知、R6.3.18 消防危第48号通知)

#### 1 基本事項

(1) 軽微な変更とは、法第11条第1項後段の変更許可を必要としない変更をいい、次のように区分する。なお、軽微な変更工事の具体的な例示を表第1-3-1に示す。

##### ア 届出を要しない軽微な変更

法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係が生じないこと又は形式的には基準の内容と関係が生じるが、保安上の問題を生じさせないことが明らかであるため、変更の届出を必要としないものをいう。

##### イ 届出を要する軽微な変更

表第1-3-1に掲げる「確認を要する変更工事」に該当し、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係が生じないこと又は形式的には基準の内容と関係が生じるが、保安上の問題を生じさせないことが明らかであるもの。

(2) 軽微な変更に係る工事は、次のように区分する。

##### ア 取替

製造所等を構成する機器、装置等を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換又は造り直すことをいう。ただし、「改造」に該当するものを除く。この場合における同等のものとは、大きさ又は能力等が概ね1割程度の変更にとどまるものをいう。(下記イにおいて同じ)

##### イ 補修

製造所等を構成する機器、装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいう。ただし、「改造」に該当するものを除く。また、土間等の鉄筋や外壁の鉄骨等、建築物及び工作物の躯体部分を工事する場合は、これに含まない。

##### ウ 撤去

製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

##### エ 増設

製造所等に、新たに機器、装置等の設備を設置すること(組み込むことを含む。)をいう。

##### オ 移設

製造所等を構成する機器、装置等の設置位置を変えることをいう。従って、異なる製造所等からの設備等の移設は「新設」となる。

##### カ 改造

現に存する製造所等を構成する機器、装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器、装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。ただし、補修のうち、土間等の鉄筋や外壁の鉄骨等、建築物及び工作物の躯体部分を工事する場合にあっては、これに含む。

#### 2 届出等の手続き

(1) 届出を要する軽微な変更に該当する工事(以下、「変更の届出を要する工事」という。)をする場合は、市規則第18条に規定する危険物製造所等軽微変更届出書に変更の内容、設備等(機器リスト、フロー図、配置図等)、目的、工法及び養生の概要を示す資料を添付するものとする。

(2) 変更の届出を要する工事をしようとする者は、あらかじめ、その旨を届け出なければならないも

のとする。◆

- (3) 同一施設で変更の届出を要する工事と変更許可を要する工事を同時に行う場合は、当該変更許可に係る申請に変更の届出を要する工事に係る部分を含めることができる。
- (4) 製造所等の設置又は変更の許可後において、当該製造所等の位置、構造又は設備の軽微な変更工事の範囲で、申請内容に変更が生じたとき（当該設置又は変更の計画の一部を取り止める場合を含む。）は、変更届を提出すること。◆
- (5) 軽微な変更工事により、品名、数量又は指定数量の倍数の変更がある場合については、本節第22「品名、数量又は指定数量の倍数変更届出」3によるものとする。◆

### 3 検査

- (1) 変更の届出を要する工事を変更許可申請に含めた場合は、当該変更の届出を要する工事に該当する部分については、変更許可に係る完成検査は要しない。
- (2) 軽微な変更工事に係る検査については、自主検査とし、施工管理等について次の事項を確認し、その履歴を保存すること。◆
  - ア 本節第5「中間検査」に該当する項目
  - イ 変更工事の完了
- (3) 上記による他、表第1-3-2のとおり一定の要件に該当するものについては、「確認を要する変更工事」として取り扱うものとする。また、平成9年3月26日付消防危第36号通知に基づく特定屋外貯蔵タンクに係る変更の届出を要する溶接部工事の品質の確保については、自主検査時に次の事項を確認し、その記録を保存すること。（H9.3.26 消防危第36号通知）
  - ア 溶接作業者の資格
    - (ア) ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく特別ボイラー溶接士免許証の交付を受けている者
    - (イ) 日本溶接協会が認定する1級若しくは2級溶接技術者又は溶接作業指導者の資格認定証の交付を受けている者
    - (ウ) 石油学会が検定する作業範囲に応じた種別（A～C、E～H種）の1級の技量証明書の交付を受けている者
  - イ 溶接施工場所、施工方法及び作業者名
  - ウ 溶接部試験（磁粉探傷試験及び浸透探傷試験結果書等）

表第 1-3-1

#### ■具体的例示（共通事項）

構造、設備等の名称	確認を要する変更工事	届出を要しない軽微な変更工事	備考（確認を要する変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例）
<b>1 建築物及び工作物</b>			
(建築物)			
屋根（キャノピー含む。）、壁、床、はり等		補修	
ひさし（張出し長さ 1m 以上のもの）		補修	
ひさし（張出し長さ 1m）	撤去、取替	補修	

未満のもの)			
防火上重要でない間仕切壁	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の壁の構造基準に変更がないこと</li> <li>・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な変更工事の範囲を除く。）</li> </ul>
内装材		取替、補修、撤去	
防火設備		取替、補修	
ガラス・窓・窓枠		取替、補修	
階段		取替、補修	
(工作物)			
保安距離、保有空地の代替措置の塀・隔壁		補修	
架構		補修	
配管、設備等の支柱・架台、耐火措置	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、設備の耐震計算等に変更がないこと</li> <li>・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと</li> </ul>
歩廊、はしご		取替、補修	
(保有空地)			
植栽	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有空地に係る基準に変更がないこと</li> </ul>
2 タンク等			
(基礎等)			
犬走り・法面・コンクリートトリング	補修		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの</li> </ul>
地下タンク上部スラブ	補修		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの</li> </ul>
(構造等)			
屋根支柱・ラフター・ガイドポール等	補修		<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと</li> </ul>
屋外タンクの支柱の耐火措置		取替、補修	
階段・はしご・手摺り等	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと</li> </ul>
(設備等)			
タンク元弁		取替、補修	
通気管（地上部分に限る。）	取替	補修	

2m程度の短配管(地下配管・移送取扱所に係るを除く。)		増設、移設、改造、撤去、取替、補修	
サクションヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気、温水等を用いたものを除く。)	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと</li> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと</li> <li>・加熱の状態、方法等に変更がないこと</li> </ul>
サクションヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気、温水等を用いたものに限る。)		取替、補修	
内面コーティング(屋外タンク貯蔵所を除く。)	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適正でないもの</li> <li>・タンクからの漏えいを誘発するおそれのこと</li> </ul>
雨水浸入防止措置		増設、移設、改造、取替、補修、撤去	
<b>3 危険物設備等</b>			
(配管等)			
配管(地下配管・移送取扱所を除く。)	取替、補修、撤去		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと</li> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと</li> </ul>
配管(地下配管・移送取扱所を除き、フランジで接合されるものに限る。)	補修、撤去	取替	
2m程度の短配管(地下配管・移送取扱所に係るを除く)	増設、移設、改造	撤去、取替、補修	
可とう管継手(認定品)		取替	
可とう管継手(認定品以外)	取替		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管径、経路の変更がないこと</li> </ul>
配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等(移送取扱所を除く。)	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと</li> <li>・危険物の取扱いに変更がないこと</li> </ul>
配管の加熱装置(蒸気・温水等を用いたものに限る。)		取替、補修	

配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものを除く。）	取替	補修	・熱媒体となる物質に変更がないこと
配管ピット・注入口ピット・地下配管接合部の点検ます		取替、補修	
漏洩点検口（移送取扱所）		取替、補修	
漏洩検知装置（移送取扱所）	取替	補修	
配管に設けられる弁（移送取扱所を除く。）	撤去	取替、補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
(機器等)			
ポンプ設備（移送取扱所を除く。）	取替、撤去	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
熱交換器	撤去	取替、補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等		取替、補修	
攪拌装置（電動機を除く。）	撤去	取替、補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
炉材		取替、補修	
反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）		取替、補修	
加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置（電動機を除く。）	撤去	取替、補修	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと
波返し・とい・受け皿等飛散防止装置	撤去	取替、補修	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
ローディングアーム（アンローディングアーム）（移送取扱所を除く。）	取替、撤去	補修	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く。）	撤去	取替、補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
可燃性蒸気回収装置	取替、撤去	補修	・可燃性蒸気回収の保安管理に変更がないこと
保温(冷)材（屋外タンク	撤去	取替、補修	・保温(冷)材の撤去により、危

貯蔵所の本体に係るもの を除く。)			陥物の温度変化による危険性が増 さうこと
排出設備（ダクト等を含 む。）	取替	補修	・電気機器の場合、可燃性蒸気の 滞留のおそれのある範囲に設置し ないこと
換気設備（ダクト等を含 む。）		取替、補修	
電気防食設備		取替、補修	
(制御装置・安全装置)			
圧力計、温度計、液面計 等現場指示型計装設備	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・危険物の取扱いに変更がないこ と ・新たに配管又はタンクにノズル を設ける等変更がないこと
安全弁・破裂板等安全裝 置		取替、補修	
温度・圧力・流量等の調節 等を行ふ制御装置(駆動 源・予備動力源等を含 む。)	取替	補修	・危険物の取扱いに変更がないこ と
緊急遮断(放出)装置（安 全弁等を除く。）・反応停 止剤供給装置等の緊急停 止装置(駆動源・予備動力 源・不活性ガス封入装置 等を含む。)	取替	補修	・緊急停止等に係る制御条件に変 更がないこと
地下タンクのマンホール プロテクター	増設、移設、改造、 取替、撤去	補修	・上部スラブの変更を伴わないこ と
<b>4 防油提及び排水設備等</b>			
〈防油提〉			
防油提（仕切提を含む。）	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又は これと同等のもの ・配管等の変更を伴わないこと
防油提水抜弁	増設、移設、改造、 撤去	取替、補修	・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち、撤去して も基準を満足すること ・防油堤の技術上の基準に抵触し ないこと
防油提水抜弁の開閉表示 装置	増設、移設、改造、 撤去	取替、補修	・水抜弁の開閉表示を複数にする こと ・複数の開閉表示のうち、撤去し ても基準を満足すること

防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの）	取替 撤去		・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則 22 条第 2 項第 16 号の規定に基づくものではないこと
防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの）	増設、移設、改造、 撤去	取替、補修	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則 22 条第 2 項第 16 号の規定に基づくものではないこと
(排水溝等)			
排水溝・ためます・油分離槽・囲い等	取替	補修	
危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）		補修	
5 電気設備等			
電気設備	増設、移設、改造、 撤去	取替、補修	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
避雷設備		取替、補修	
静電気除去装置		取替、補修	
6 消火設備及び警報設備			
(消火設備)			
ポンプ・消火薬剤タンク	取替	補修	
1~3 種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）	取替	補修	
1~3 種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替、補修	
第 4・5 種消火設備	増設、移設、改造	取替、補修	・自主設置のもの
消火薬剤		取替	
(警報設備)			
警報設備（自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。）	増設、移設、改造	取替、補修	・警戒区域に変更がないこと
自動火災報知設備の受信機		取替、補修	
自動火災報知設備の感知器		取替、補修	

7 その他			
標識・掲示板	増設、移設、改造	取替、補修	・自主的に増設するもの

## ■具体的例示（施設別事項）

構造、設備等の名称	確認をする変更工事	届出を要しない軽微な変更工事	備考（確認をする変更工事について軽微な変更となる場合の確認事項の例）
<b>【製造所及び一般取扱所】</b>			
ボイラ・炉等のバーナノズル		取替、補修	
塗装機噴霧ノズル・ホース等		取替、補修	
運搬容器の充てん設備（固定注油設備）	撤去	取替、補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
分析計（キュービクル内取付を含む。）「分析計（例）サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ等」		取替、補修、撤去	
作業用広報設備（スピーカー）		増設、移設、改造、取替、補修、撤去	
<b>【屋内貯蔵所】</b>			
ラック式以外の棚		取替、補修、撤去	
ラック式棚	取替	補修	・耐震計算等に変更がないこと
冷房装置等	取替	補修	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留のおそれのある範囲に設置しないこと
<b>【屋外タンク貯蔵所】</b>			
ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
ポンツーン	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）		取替、補修	
浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
保温（冷）材		取替、補修	
流出危険物自動検知警報		取替、補修	

装置			
コーティング	増設、移設、改造、取替、撤去	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないこと</li> <li>タンク底部から漏えいを誘発するおそれのこと</li> </ul>
<b>【屋内タンク貯蔵所】</b>			
出入口の敷居		取替、補修	
<b>【簡易タンク貯蔵所】</b>			
固定金具		取替、補修	
<b>【移動タンク貯蔵所】</b>			
底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置		補修	
マンホール・注入口のふた		取替、補修	
マンホール部の防熱・防塵カバー		取替、補修	
品名数量表示板	移設	増設、改造、取替、補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主設置のもの</li> </ul>
Uボルト		取替、補修	
可燃性蒸気回収ホース		取替、補修	
注油ホース（ノズル及び結合金具を含む。）（積載式以外）		取替、補修	
箱枠	取替、補修		<ul style="list-style-type: none"> <li>箱枠の溶接線補修であること</li> <li>重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと</li> </ul>
積載式の移動貯蔵タンクの追加	増設		<ul style="list-style-type: none"> <li>ISO コンテナで国際海事機関が確認しているタンク</li> <li>タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと</li> </ul>
コンタミ防止装置	増設、移設、改造	取替	
<b>【屋外貯蔵所】</b>			
周囲の柵		取替、補修	
ラック式の棚	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計等に変更がないこと</li> </ul>
固体分離槽	取替	補修	
シート固着装置		取替、補修	
<b>【給油取扱所】</b>			
〈工作物〉			
防火塀		補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの</li> </ul>

犬走り、アイランド等		補修	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
サインポール・看板等 (電気設備)	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
日除け等 (キャノピーを除く。)	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・上屋の面積に変更のないこと
車両衝突防止措置	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	
<b>〈給油機器等〉</b>			
給油量表示装置	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
カードリーダー等省力機器	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
通気管の可燃性蒸気回収装置		取替、補修、撤去	
タンクローリー用アースターミナル	増設、移設、改造、撤去	取替、補修	
固定給油(注油)設備 (認定品に限る。)※1	改造、撤去	取替、補修	・ホース長の変更がないこと
<b>〈その他の設備機器等〉</b>			
混合燃料油調合器・蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等※2	取替、撤去	補修	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
自動車の点検等に使用する機器等 (オートリフト等を除く。)	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
セルルスルーム (ショップを含む。) 内の電気設備・給排水設備	増設、移設、改造	取替、補修、撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
セルフ給油取扱所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具		取替、補修	
<b>〈単独荷卸しに係る安全対策設備〉</b>			
コンタミ防止装置※3	増設、取替		
過剰注入防止装置※3	増設、取替		
タンク貯蔵量表示装置	増設	取替	
照明設備	増設	取替	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
消火器	増設	取替	
乾燥砂	増設	取替	
緊急用電話	増設	取替	

DCD ボックス	増設	取替	
<b>【販売取扱所】</b>			
延焼防止用のそで壁・ひさし・垂れ壁	取替	補修	
棚		取替、補修、撤去	
<b>【移送取扱所】</b>			
土盛り等漏えい拡散防 止設備		取替、補修	
衝突防護設備		取替、補修	
ポンプ設備	取替、補修		
切替弁・制御弁等		取替、補修	
緊急遮断弁	取替	補修	
ピグ取扱装置	取替	補修	
感震装置	取替	補修	
船舶からの荷卸し又は 荷揚げに用いるローデ ィングアーム先端の力 プラー	改造、撤去	取替、補修	・ボルトにより取付け可能なもの
巡回監視車		取替、補修	
配管（地下配管を除く。）	取替、補修		・道路、河川、海、又は第三者の敷 地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更が ないこと ・危険物の取扱いに変更がないこ と
配管のベントノズル、ド レンノズル、サンプリン グノズル等	改造、撤去	取替、補修	・道路、河川、海、又は第三者の敷 地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更が ないこと ・危険物の取扱いに変更がないこ と
漏えい検知装置	取替	補修	
漏えい検知口		取替、補修	

※1 固定給油設備等の取替について、以下のものについては当該「取替」に該当しない。

- ① 固定給油設備等の給油ホースの長さを変更する工事
- ② 給油ホースの先端における最大吐出量を変更する工事
- ③ ホーススライド機能の追加工事
- ④ 固定給油設備等の外装を大きくする工事等に伴い、危険場所が変更前より拡大される工事
- ⑤ 固定給油設備等の給油ホースの数を変更する工事
- ⑥ 油種判定機能の追加工事又は削除工事

※2 門型洗車機の取替工事に併せ、確認を要する変更工事に以下の工事をすることができる。

- ① レールの変更等により洗車機の可動範囲が変わる工事  
 ② 洗車機に電光掲示板を設置する工事（危険場所範囲外に設けるものに限る。）  
 ただし、工事内容が技術基準の内容と関係のないもの、又は技術基準の内容と関係があっても保安上影響を及ぼさないものに限られる。  
 ※3 コンタミ防止装置及び過剰注入防止装置の増設にあっては、性能評価を受けたものに限る。

表第 1-3-2

屋外タンク貯蔵所等の確認を要する変更工事とする小規模な溶接工事（H9.3.26 消防危第36号通知）

工事の種別	工事の内容
附属設備に係る溶接工事 (タンク附属物取付用当て板を含む。)	(1) 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事 (2) ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修工事 (3) 屋根板及び側板の溶液部以外の部分（以下「気相部」という。）におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事
屋根に係る溶接部工事	(1) 屋根板（圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。）の重ね補修工事のうち1箇所当たり $0.09\text{ m}^2$ 以下であって、合計3箇所以下のもの (2) 屋根板（圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。）の肉盛り補修工事
側板に係る溶接工事	(1) 側板の気相部分における重ね補修のうち1箇所当たり $0.09\text{ m}^2$ 以下のもの (2) 側板の気相部における肉盛り補修工事 (3) 側板の接液部における肉盛り補修工事のうち、溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものであって、1箇所当たりの補修量が $0.003\text{ m}^2$ 以下、かつ板（母材）1枚当たり3箇所以下のもの
底部に係る溶接工事	(1) 側板の内面から $600\text{ mm}$ の範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事で補修基準（H6.9.1 消防危第73号通知別添1の補修基準）の分類で○に該当する工事において、1箇所当たり $0.09\text{ m}^2$ 以下であって、合計3箇所以下のもの (2) 側板の内面から $600\text{ mm}$ の範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事で、溶接部から当該板の板厚の5倍以上の間隔を有して行われるものであって、1箇所当たりの補修量が $0.003\text{ m}^2$ 以下であり、かつ、全体の補修量が次に示すもの ア　特定以外の屋外貯蔵タンク $0.03\text{ m}^2$ 以下 イ　1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク $0.06\text{ m}^2$ 以下 ウ　1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク $0.09\text{ m}^2$ 以下 (3) 側板の内面から $600\text{ mm}$ の範囲以外の底部に係る溶接部修工事で、1箇所当たりの補修長さが $0.3\text{ m}$ 以下であり、かつ、全体の補修長さが次に示すもの ア　特定以外の屋外貯蔵タンク $1.0\text{ m}$ 以下 イ　1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク $3.0\text{ m}$ 以下 ウ　1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク $5.0\text{ m}$ 以下
製造所等のタンクに係る溶接工事	上記について、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても同様とする。

※注1 溶接工事の量は、保安検査又は開放点検1回当たりに行われる工事の量を示す。

**※注2 表第 1-3-2中の用語の定義**

「重ね補修」とは、母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修（タンク附属物取付用当て板を除く。）

「肉盛補修」とは、母材及び部材の表面に金属を溶着する補修

「溶接部補修」とは、溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。）

「接液部」とは、規則第20条の7に定める接液部